

## 令和元年度 高齢者、障害者等の支援を目的とする ボランティア活動に対する助成要項

### 助成の目的

高齢者と障害を持つ人たちに対する、社会福祉のボランティア活動を積極的に支援推進し、こころ豊かな社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

### 助成対象事業

国内において実施される、社会福祉のためのボランティア活動であって、次に掲げるボランティア活動に必要な各種器材の助成事業とする。

- ①高齢者、心身障害児(者)に対するボランティア活動に直接必要な器材の整備事業に対し、購入費用を助成する。
- ②整備する器材は、新たに購入するものであり、原則として、消耗品、汎用事務機器、自動車、及び地域集会場（自治会館等）の備品整備事業については助成の対象としない。
- ③収益事業は助成の対象としない。
- ④助成を受けた後2年間は、助成の対象としない。

### 助成事業の実施期間

助成金交付決定後に事業を実施し、令和2年3月31日までに事業を終了すること。

### 助成対象主体

ボランティア活動に実績があり、活動基盤が整備されているボランティア活動団体であり、財政的理由等により助成を必要としていること。

### 助成対象経費

助成の対象とする経費は、法人の運営に必要な人件費等の経常経費、PR事業、調査研究事業、イベント等の経費を除く、当該事業に直接必要と認められる器材整備の経費とし、その額は50千円を超えるものとする。

### 助成率及び助成限度額

助成率は、9/10以内とし、助成金の限度額は、900千円とする。

## 助成金交付申請の手続等

助成金交付申請者は、当該都道府県共同募金会から本財団所定の申請書を入力し、令和元年6月3日（月）～7月19日（金）の間に申請書を当該都道府県共同募金会に提出するものとする。

※詳細は静岡県共同募金会のホームページへ

下記URLから助成要項、申請手引書、申請注意点、実施計画申請書もダウンロードできます。

→<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/archive/03/03ABRWT301U790.asp>